

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって：戦国後 期趙の政治過程・国際関係の解明のために

下田, 誠
学習院大学：COE特別研究員

<https://doi.org/10.15017/25837>

出版情報：九州大学東洋史論集. 35, pp.1-32, 2007-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって ―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―

下田 誠

はじめに

近年、中国考古・先秦史における地域文化研究の進展を受け、趙国史ないしは趙文化の研究はにわかに活況を呈している。沈長雲等著『趙国史稿』や孫継民・郝良真等著『先秦兩漢趙文化研究』などの出版は、そうした動向を反映するものである¹⁾。

本稿は戦国後期の趙国政治を復元する前提として、相邦・守相監造の青銅兵器を取り上げる。題名の「監造」とは、製造の監督者であることを示す。

現在までのところ、筆者は戦国趙において製造された有銘青銅兵器を一〇〇件ほど確認している。その中で今回取り上げる相邦・守相監造の兵器は五二件と過半を数える。

そもそもどのような基準から戦国趙において製造された兵器（以下、「趙国兵器」と呼ぶ）と判断するか、大きな問題である。出土地点・兵器の形式や記載された銘文の形式・文字の形・地名・人名などから総合的に国別・年代を判断するのだが、これまで考古学・古文字学研究者によって、地道な研究が積み重ねられてきた。本稿では前記のような目

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―（下田）

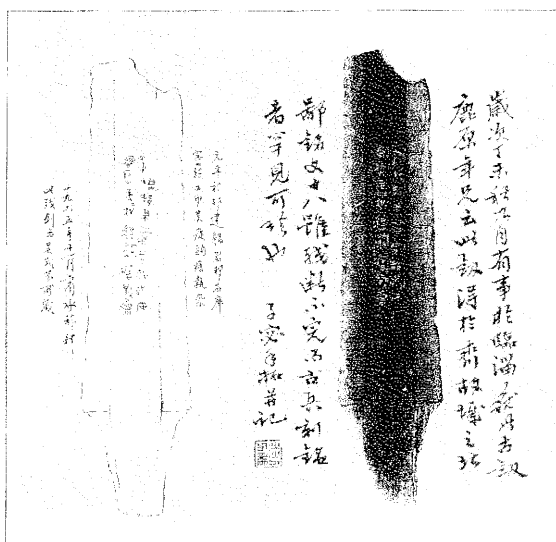


図1 新公開の元年建信君鉞の拓本と模本
 『故宮文物月刊』194、p28)

的を持ったため、「趙国兵器」とは何か、何をもって「趙国兵器」とするかといった議論については必要に応じた言及にとどめる。

さて、戦国青銅兵器、とりわけ本稿で取り上げる趙国兵器は三晋兵器研究の一部として、李学勤氏・林巳奈夫氏・黄盛璋氏らによって基礎を与えられた^②。九〇年代後半、新しい動向をふまえ、江村治樹氏・呉雅芝氏らによって再整理されたが、その後（一九九七年以後）も新資料の公開は続いている^③。

- (1) 「元年」の紀年を持つ建信君鉞の紹介（済南博物館所蔵／于中航氏）^④
- (2) 守相信平君鉞の公開（スウェーデン、東アジア博物館蔵／呉振武氏）^⑤
- (3) 武襄君鉞の新釈（河北省博物館蔵／呉振武氏）^⑥
- (4) 相邦司空馬鉞の公開（保利芸術博物館所蔵／李学勤氏）^⑦

こうした「新出」資料の公開は、議論百出であった戦国後期趙の相邦建信君・春平侯監造青銅兵器の編年に関する研究を進展させることとなった。本資料群は同時期の趙国政権の意志決定や国際環境への対応を見定める上で、重要な実物資料であり、次章では資料の紹介と研究動向を整理し、私見を述べたい。

本論に先立ち、「相邦」・「守相」とはどのような官職であるのか、簡単に確認しておく。⁸⁰「相邦」とはいわゆる宰相のことで、『史記』・『戦国策』には「相」・「相国」（相国の「国」とは、劉邦の「邦」の字を避けたものである）とも記され、百官の長といわれる。「相」は、『史記』や『春秋左氏伝』には春秋時代以前にも存在したように記述されているのだが、一部の例を除き、戦国中期以降の認識の表現と考えられる。

「相」・「相邦」は世襲ではないため、「将」・「將軍」同様に王権の強化、宗法制の崩壊過程を示す一つの証左とされる。職務としては『荀子』王霸篇によれば、王の政務を助けるものとして、とりわけ人事権を掌握するものとして述べられる。また銅兵器銘文によれば、手工業機構の監督責任を負っていたことも知ることができる。

「相邦」を助ける官職として「丞相」はあり、秦武王二年の二丞相制はそのスタートとされる。近年、「丞蘭相如」戈の発見により、趙にも「丞相」が存在していたことがいつそう明確になった（本稿兵器番号39番と後引一一頁の『戦国策』趙策三を参照）。

「守相」とは『戦国策』秦策五「文信侯出走し、司空馬趙に之き、趙以て守相と為す」の高誘注に「守相、仮なり」とあるように、相邦の代理と考えられる。『史記』卷八十一廉頗藺相如列伝には「仮相国」とも記され、兵器資料とあわせて考えれば、守相の言い換え（別の表現）と見られる。ただし、守相の職は一過性の側面があり（資料的には趙孝成王十五年・悼襄王九年の間に存在）、なぜこの職を設置する必要があったのか、さらなる追求を要する。

一 趙国兵器の性格

戦国時代前期～中期（ここでは林巴奈夫氏の基礎的編年に沿い、紀元前四五〇年頃～紀元前二五〇年）にかけて三晋諸国においては、地名のみ、あるいはAのように地名＋庫名（武器庫の名称）を記した段階から、Bのように王（あるいは侯）の何年＋県令某の監督＋ある武器庫の現場責任者某＋実際の製造者某といった形式、Cのように中央の宰相で

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―（下田）

〔表1 趙国兵器の銘文形式〕

- A 地名＋庫名
 B 某年某令某＋（右・左・上・下）庫工師某＋冶某（＋執斎）
 C 某年（相邦・守相）某＋邦（右・左）庫工師某＋冶某＋執斎
 D 某年（相邦・守相）某＋邦（右・左）庫工師某＋冶某＋執斎【正】
 大工尹某【背】

ある相邦が監督者となる形式、DのようにCに加えて裏面に「大工尹」という製造責任者が追加される形式が見られるようになる（表一参照）⁹⁾。

BとDの形式については、考古学においては「物勒工名」（物に工名を勒（キザ）む）の青銅器として、これまでも注意されてきた。一般に戦国時代の富国強兵の要請にこたえ、製造責任を明示するようになったと理解している。私見によれば、紀元前三四一年から紀元前三三六年の間に魏において他国に先行して、そうした形式は採用されるようになったと考えている¹⁰⁾。以下、簡単にそれぞれの形式の具体例を見てみよう。

Aは最も簡略な形式で、「甘丹（邯鄲）上（庫）【銅戈】（一九五七或いは一九五九年邯鄲百家村三号戦国墓出土、集成IT・I・0986）などの銘を持ち、戦国前期～中期のものである。Bは主に地方鑄造の兵器である。「八年茲氏令吳庶下庫工師長武【銅戈】（内蒙古境内出土、集成IT・I・323）などの銘を持ち、地方の県令が監造者となっている。現在までのところ、刑・變・蘭など十数箇所の地名・県名が確認されている¹¹⁾。

C・Dは本稿で取り上げる中央製造の兵器である。たとえば、図一の新公開の元年建信君鉞について、商承祚氏の釈文によれば、「元年相邦建駟君邦右庫審段工尹（師）吳疵殉（冶）牂執祭（斎）」（次章、本稿兵器番号1番）とあり、相邦が最上級の監造者となっている。これは秦国兵器と趙国兵器によく見られる形式である¹²⁾。なお、趙国兵器には「庫」（武器の製造工房かつ管理庫）名の位置に「伐器」の銘を記す兵器も多数知られており、その意味については諸説あるのだが、おそらくは趙国後期の一時期に邦左（右）庫と併存した武器庫の

一つだろう¹³⁾。最後に趙国兵器の大きな特色として、銘文の最後に記される「執斎」があげられる。この二文字の意味は長く不明であったが、近年、黄盛璋氏は「執斎」を「撻斎」と読み、兵器製造技術上の専門用語で、兵器製造過程を

「執齋」二文字をもって代表させたものと解釈している¹⁴⁾。

銘文形式については、ほかに「王立事」形式もある¹⁵⁾。「立事」とは政務を執ること、王が政治にあたることを示している。たとえば従来著録未見の「王立事相邦春平侯邦左庫工師趙瘳冶尹拙執齋」(故宮博物院藏、集成18・11688)などの形式で、次章に検討するように、本器には紀年は記されていないが、「春平侯」・「趙瘳」といった人名の連続から時代の推定が可能である。次章では実際にC・D形式の兵器銘文を整理・紹介し、筆者の考察の前提としたい。

二 相邦建信君・相邦春平侯・守相監造兵器の編年

(1) 資料の紹介

(a) 相邦建信君監造の兵器

- (1) 元年、相邦建駟(信)君、邦右庫繚、段(鍛)工市(師)吳疰、冶瘳執齋(鉞、濟南市博物館藏、図一)
- (2) 三年、相邦建駟(信)君、邦左庫工師邯段、冶肴拙執齋(矛、周金6・80・2)
- (3) 三(四)年、相邦建駟(信)君、邦右庫工市(師)□□、□□(冶肴)□□(執齋)(鉞、小校10・103・4)
- (4) 三年、相邦建駟(信)君、邦左庫工市(師)□旅、冶拙執齋【正】洛都【背】(鉞、故宮博物院藏、集成18・11687)
- (5) 三(四)年、相邦建駟(信)君、邦右庫繚、段工市(師)吳疰、冶息執齋(鉞、陳夢家旧藏、考古研究所藏、集成18・11695)
- (6) 四年、相邦建(信)君 □ 工市(師) □ (鉞、上海博物館藏、集成18・11619)

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる――戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために――(下田)

- (7) 八年、相邦建躬(信)君、邦左庫工市(師) 耶段、冶君(尹) 明執齋(鉞)、羅振玉旧藏、三代20・46・3)
- (8) 八年、相邦建躬(信)君、邦左庫工市(師) 耶段、冶君(尹) 秘執齋(劍)、羅振玉旧藏、旅順博物館藏、三代20・46・2)
- (9) 八年、相邦建躬(信)君、邦左庫工市(師) 耶段、冶君(尹) 秘執齋(劍)、旅順博物館藏、小校10・102・2)
- (10) 八年、相邦建躬(信)君、邦左庫工市(師) 耶段、冶君(尹) 區執齋(鉞)、餘杭褚旧藏、故宮博物院藏、周金6・92・2)
- (11) 八年、相邦建躬(信)君、邦左庫工市(師) 耶段、冶君(尹) 秘執齋【正】 大攻君(尹) 韓崑【背】(劍)、旅順博物館藏、小校10・104・1・2)
- (12) 八年、相邦〔建躬君〕、□□(邦左)庫工市(師) □(耶段)、冶君(尹) □執齋(鉞)、上海博物館藏、周金6補遺)
- (13) 八年、相邦建躬(信)君、邦右庫工市(師) 肖(趙)輝、冶君(尹) 執齋(矛、小校10・75・3)
- (b) 相邦春平侯監造の兵器
- (14) 元年、相邦睨(春)平侯(侯)、邦右庫工市(師) 肖(趙)瘁、冶事開執齋(矛、上海博物館藏、周金6・80・1)
- (15) 元年、相邦睨(春)平侯、邦□(鉞、小校10・102・4)
- (16) 二年、相邦睨(春)平侯、邦右庫工市(師) □(冶) □執齋(矛、小校10・75・1)
- (17) 二年、相邦睨(春)平侯(侯)、邦左庫工市(師) 肖(趙)瘁、冶事開執齋(鉞、故宮博物院藏、周金6・92・1)
- (18) 三年、相邦睨(春)平侯(侯)、邦左庫工市(師) 肖(趙)瘁、冶事開執齋(鉞、上海博物館藏、小校10・103・3)

- (19) 三(四)年、皂(春) 平相邦鄩導(得)、邦右庫工巾(師) 匿輅徒、治臣成執齋(鉞、貞松12・22・1)
- (20) 三(四)年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左庫工巾(師) 長身、治甸(陶) □執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 肖(趙) 間【背】(鉞、1970年遼寧省莊河縣雲花鄉出土、考古1973-6、p361)
- (21) 三(四)年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左庫工巾(師) 長身、治君(尹) □執齋(鉞、1983・1984年山西省朔
 県趙家口收購、考古与文物1989-3、p20)
- (22) 八年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦右庫工巾(師) 肖(趙) □、治□□執齋(矛、小校10・75・2)
- (23) 五年、皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長藿、冶枹執齋(矛、上海博物館藏、周金6・80・3)
- (24) 五年、皂(春) 平仄(侯) □伐器工巾(師) □□治□□(劍、清華大學圖書館藏、集成18・11662)
- (25) 十五年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長藿、治甸執齋(鉞、上海博物館藏、録遺600)
- (26) 十五年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦右伐[器]工巾(師) □□、治枹執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崐【背】
 (劍、羅振玉旧藏、貞松12・23・1-2)
- (27) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長藿、治匣執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崐【背】
 (鉞、上海博物館藏、集成18・11713)
- (28) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長藿、治匣執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崐【背】
 (劍、中國國家博物館藏、集成18・11716)
- (29) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長藿、治甸執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崐【背】
 (劍、上海博物館藏、集成18・11714)
- (30) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦右伐器工巾(師) 筮酏、治□執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崐【背】
 (鉞、上海博物館藏、集成18・11715)
- (31) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長藿、冶枹執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崐【背】

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる――戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために――(下田)

- (鍔、故宮博物院藏、集成18・11689)
- (32) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長蕈、沃執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崑【背】(鍔、故宮博物院藏、小校10・106・1・2)
- (33) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦右伐器工巾(師) 笏醜、治□執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崑【背】(鍔、カナダ、ロイヤル・オンタリオ博物館藏、考古1991-1、p57)
- (34) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦右伐器工巾(師) 笏醜、治□執齋【正】 大攻(工) 君(尹) 韓崑【背】(鍔、イギリス、大英博物館藏、名大東洋史研究報告77、1993)
- (35) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) 長蕈、治匪執齋(鍔、上海博物館藏、集成18・11690)
- (36) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左伐器工巾(師) □□□□、治匪執齋(劍、故宮博物院藏、錄遺602)
- (37) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左器工巾(師) □□□、治匪齋(鍔、集成18・11684)
- (38) 十七年、相邦皂(春) 平仄(侯)、邦左庫工巾(師) 長蕈、治甸執齋(矛、旅順博物館藏、二代20・41・2)

(c) その他の相邦監造兵器

- (39) 廿年、丞閑(蘭) 相女(如)、邦左工巾(師) 趙鹿智、治陽。(戈、1981年6月吉林省長白朝鮮族自治州八道溝鎮胡蘆套村出土、吉林省長白朝鮮族自治州文物管理所藏、文物1998-5、p91~92)
- (40) 廿三年、邦相邱皮、右庫工巾(師) 吏堂沢執齋(戈、1950年代山西省離石縣徵集、山西省博物館藏、文物季刊1992-3、p67)
- (41) 廿九年、相邦肖(趙) 狗(豹)、邦左庫工巾(師) 鄴口、治匪口執齋(戈、天津歷史博物館藏、貞松12・10・2、徐中舒先生百年誕辰紀念文集p170)⁽⁹⁾

- (42) 十(七)年、相邦陽安君、邦右庫工市(師)吏斧胡、治吏庖執齋【正】大攻(工)君(尹)□□【背】(鉞、1977年吉林省集安縣陽岔鄉高台子出土、集安縣文物保管所藏、考古1982-6、p666)
- (43) 十八年、相邦平國君、邦右伐器、段工市(師)吳疰、冶慎執齋【正】大攻(工)君(尹)趙解【背】(鉞、力ナダ、ロイヤル・オンタリオ博物館藏、考古1991-1、p57)
- (44) 十八年、相邦平國君、邦左伐器工市(師)析譚、冶□執齋【正】大攻(工)君(尹)趙解【背】(劍、易水金石志【稿本】、考古1991-1、p57)
- (45) 六年、相邦司工(空)馬、左庫工市(師)申訖、冶君(尹)明所為、綬(綬)事愆鬲執齋【正】大攻(工)君(尹)阡駒【背】(鉞、保利藝術博物館藏、保利藏金p274)

(d) 守相監造の兵器

- (46) 十五年、守相奎波、邦右庫工市(師)韓市(師)、冶巡執齋【正】大攻(工)君(尹)公孫桴【背】(鉞、三代20・47・4~5)
- (47) 十五年、守相奎波、邦左庫工市(師)采隅、冶旬執齋【正】大攻(工)君(尹)公孫桴【背】(鉞、1964年河北省承德市出土、河北省博物館藏、河北136)
- (48) □□(年)、守相奎波、邦右(庫工(市)師)慶狂、冶巡執齋【正】大攻(工)君(尹)公孫桴【背】(鉞、旅順博物館藏、三代20・47・2・3)
- (49) 十五年、守相奎波、邦右庫工市(師)韓市(師)、冶巡執齋【正】大攻(工)君(尹)韓崑【背】(劍、中國國家博物館藏、集成18・11700)
- (50) 十六年、守相躬(信)平君、邦右庫工市(師)韓佚、冶明執齋【正】大攻(工)君(尹)韓崑【背】(鉞、ス

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―(下田)

ウエーデン、東アジア博物館蔵、小校10・104・37・4)

(51) □□〔年〕守相船〔信〕平君、邦〔右庫工市〔師〕〕韓伏、冶誦執齋【正】大攻〔工〕君〔尹〕韓崑【背】〔鉞、旅順博物館蔵、三代20・48・1〕

(52) □□〔年、守〕相〔武〕襄君、邦右庫〔繅、段工市〔師〕吳〕疢、冶疋執〔齋〕〔鉞、1960年河北易県燕下都東古城、河北135〕

(2) 相邦建信君・春平侯監造兵器に関する諸説の検討

C・D形式の銅兵器の編年に関する議論は大変込み入っているため、先に大づかみに問題の所在を述べておこう。

表二は相邦建信君・春平侯監造兵器の編年諸説をまとめたものである¹⁷⁾。〔黃盛璋一九七四〕の提出以後、管見の限り、大きく五つの編年案が提出されている。そのうち最有力は依然、〔A〕の黃氏の見解であろう¹⁸⁾。楊寬『戦国史(増訂本)』・『戦国史料編年輯証』や前掲『趙国史稿』といった歴史学者の研究にも黃氏の編年案は大きな影響を与えている¹⁹⁾。

その中心は(a)相邦建信君監造兵器の一三件、(b)相邦春平侯監造兵器二五件をどの王の時代にかけるか(趙孝成王・悼襄王・幽繆王のいずれかであることは文献の記載などから明らかにしている)、ということである。相邦はこの時代、一般に一時期一名と考えられているが、建信君・春平侯どちらが先に担当したのか、もしくは同時に二名担当していたのか、諸説紛々である。それを解明するために、(c)その他の相邦監造兵器や(d)守相監造兵器から、人名の連続関係などを参照して、パズルのような作業を進めることになる。

問題を複雑にしているのが、近代の偽刻であり、古文字学者の間でも一致していない。趙国兵器は一般に線の細い刻銘であるが、そうした鑄・刻の特徴や銘文形式などから、印刷状態も必ずしもよいとはいえない拓本を頼りに、真偽問題に取り組む。真偽の鑑定は大変な経験と労力・センスを問われる作業である。図録などには「某某博物館」とある

〔表2 相邦建信君・春平侯監造兵器の編年案〕

A	〔黃盛璋 1974〕 説	3(4)・8年建信君兵器=孝成王3(4)・8年 15・17年春平侯兵器=孝成王15・17年 元~8年春平侯兵器=悼襄王元年~8年
	賛同〔許進雄 1993〕・〔陶正剛 2001〕・〔楊寛 2001〕・〔何琳儀 2002〕	
B	〔張琰 1983〕 説	3・4・8年建信君=悼襄王3・4・8年 元~8年春平侯兵器=王遷元年~8年 15・17年春平侯兵器=偽器
	賛同〔吳雅芝 1997〕	
C	〔高明 1987〕 説	元~17年春平侯兵器=孝成王元~17年 3・8年建信君兵器=悼襄王3・8年
	類説〔林清源 1995〕・〔蘇輝 2002〕	
D	〔李学勤 1982・ 1998・1999〕 説	(15)・17年春平侯兵器=孝成王15・17年 元~8年春平侯兵器=悼襄王元~8年 元・3・4・8年建信君兵器=悼襄王元・3・4・8年
E	〔吳振武 1997・ 2000・2001〕〔董 珊 2004〕 説	(15)・17年春平侯兵器=孝成王15・17年 元・3・4・8年建信君兵器=悼襄王元・3・4・8年 元~5年春平侯兵器=王遷元年~5年
	※吳振武氏は(2)(8)(9)(11)(13)の建信君兵器、(14)(23)(24)(25)(28) (36)(37)(38)の春平侯兵器、(49)の守相兵器を近代の偽刻とする。	

る点である(表二参照)。まず建信君監造兵器の編年から取り上げると、黄氏は(2)・(3)の三年或いは四年建信君兵器と(7)・(9)・(11)・(13)の六件の八年建信君兵器を整理した。その上で、『戦国策』巻二十趙策三に、

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる――戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために――(下田)

が、実際にモノを見るためには、いろいろな障壁もある。実物を見ることすらかなわないという点は、所蔵館の担当者以外において、条件は同じである。

編年の方法は、通常、器形の特徴と銘文の字体・形式などから始まり、銘文に紀年のある場合は時代の特定に役立つ。しかし一般に王名を記さないことから、どの王の何年なのか、既存文献の記載や周辺情報を頼りに考察することになる。

① 黄盛璋氏の相邦建信君監造兵器に関する編年

黄氏の編年の特徴は三(四)年・八年の紀年を持つ建信君監造兵器を孝成王の三(四)年・八年と考え、十五・十七年の紀年を持つ春平侯監造兵器を孝成王の十五・十七年、元~八年の紀年を持つ春平侯監造兵器を次の悼襄王の元~八年と考え

希写見建信君。建信君曰、文信侯之於僕也、甚無礼。秦使人來仕、僕官之丞相、爵五大夫。文信侯之於僕也、甚矣、其無礼也。

希写、建信君に見ゆ。建信君曰く、「文信侯の僕に於けるや、甚だ礼無し。秦、人をして来たりて仕え使むるや、僕、之を丞相に官し、五大夫に爵す。文信侯の僕に於けるや、甚だしいかな、其の礼無きや」と。

とあるのを根拠に、建信君は文信侯呂不韋と時期を同じくし、『史記』卷八十五呂不韋列伝に「莊襄王元年、呂不韋を以て丞相と為し、封じて文信侯と為す」とあることから、莊襄王の元年は孝成王の十七年であり、三(四)年・八年の建信君兵器は孝成王の三(四)年(前二六三或いは前二六二)・八年(前二五八)としたのである。『戦国策』卷十八趙策一には、「建信・春申」と並列され、楚の春申君は『史記』卷七十八春申君列伝に「考烈王元年、黄歇を以て相と為し、封じて春申君と為す」とあることから、楚の考烈王元年(前二六二)は趙の孝成王四年で、建信君兵器を孝成王期とする傍証としている。ただし、平勢隆郎氏による『新編史記東周年表』によれば、同史料を前二五〇年(楚考烈王十二年・趙孝成王十六年)にかけている²⁰⁾。

② 張琰氏の建信君兵器に関する編年

この(A)説に異論を提出したのは、張琰氏である²¹⁾。張氏は建信君・春申君・文信君を同時期とする顧觀光『国策編年』の説により、黄氏の説の矛盾を指摘する。そもそも先に引用した呂不韋列伝によれば、呂不韋の丞相就任は莊襄王の元年、孝成王の十七年であった。そうであるなら、相国呂不韋と対等に応ずる建信君の相国就任は早くて孝成王の十八年であろう。このように論を展開し、張氏は三年・四年・八年の建信君兵器を悼襄王三・四・八年(前二四二／前二四一

／前二三七）と判断した。

③ 黄盛璋氏の相邦春平侯監造兵器に関する編年

一方、相邦春平侯監造兵器については、黄氏は(14)(15)の元年、(16)(17)の二年、(18)の三年、(19)(20)の四年、(23)の五年(或いは十五年^(註))、(25)(26)の十五年、(27)～(30)・(35)～(38)の八件の十七年兵器を紹介している。『戦国策』卷二十一趙策四に、

秦召春平侯、因留之。世鈞為之謂文信侯曰、「春平侯者、趙王之所甚愛也。(中略)故君不如遣春平侯而留平都侯。春平侯者言行於趙王。必厚割趙以事君、而贖平都侯。

秦、春平侯を召し、囚りて之を留む。世鈞之が為に文信侯に謂いて曰く、「春平侯は、趙王の甚だ之を愛する所なり。(中略)故に君、春平侯を遣わして平都侯を留むるに如かず。春平侯は、言、趙王に行わる。必ず厚く趙を割いて以て君に事えて、平都侯を贖わん」と。

とあり、ほぼ同じ史料が『史記』卷四十三趙世家に見える。ここでは「春平侯」が「春平君」と、「世鈞」が「泄鈞」と記されているが、大きな違いはない。司馬遷はこの史料を悼襄王の二年(前二四三)にかけた。裴駰の『集解』は徐広の言葉を載せ、「年表云う、太子質の秦より帰る」といい、張守節の『正義』は、「按ずるに、太子は即ち春平君」という。そうすると、春平侯は悼襄王の太子となるが、劉向撰の『古列女伝』卷七孽嬖伝十五趙悼倡后に、

倡后者、邯鄲之倡、趙悼襄王之后也。前嫁而乱一宗之族、既寡。悼襄王以其美而取之。(中略)初悼襄王后、生子

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる――戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために――(下田)

嘉為太子。倡后既入為姫、生子遷。(中略)王遂廢嘉而立遷、黜后而立倡姫為后。及悼襄王薨、遷立、是為幽閔王。倡后淫佚不正、通于春平君。

倡后なるは、邯鄲の倡にして、趙の悼襄王の后なり。前に嫁して一宗の族を乱して、既に寡たり。悼襄王、其の美を以て之を取る。(中略)初め悼襄王の后、子の嘉を生みて太子と為す。倡后既に入りて姫と為るや、子の遷を生む。(中略)王遂に嘉を廢して遷を立て、后を黜けて倡姫を立てて后と為す。悼襄王薨するに及び、遷立ち、是れ幽閔王と為る。倡后淫佚にして正しからず、春平君に通ず。

とあり、悼襄王の太子は嘉と見え、後に倡后を娶つて遷を生み、彼を太子に立てたという。これは春平侯とは一致しないようで、楊寛氏も「太子」は「公子」の誤りでないか、とする。本譚をどこまで史実として信賴するか、という問題もあるのだが、以上の史料により、黄氏は三つの可能性を提示し、第三説つまり十五年・十七年の春平侯兵器を孝成王期(前二五一—前二四九)、元年〜八年の春平侯兵器を悼襄王の元年〜八年(前二四四—前二三七)と判断した²³⁾。

④ 張琰氏の春平侯兵器に関する編年

さて、この考えについても、張琰氏は反論を加えた²⁴⁾。張氏は前引の『集解』・『正義』により、孝成王十五年に相邦を担当していた者が、どうして孝成王の子の悼襄王の時に「太子」として秦へ人質に送られることがあるのか、と疑問を呈する。そして前述の建信君兵器の編年と『列女伝』の記載から、元年〜八年相邦春平侯の兵器を王遷(幽繆王)の元年〜八年(前二三五—前二二八)に位置づけた。春平侯は悼襄王元年に秦へ人質となっていたのだとすると、確かに悼襄王元年と二年の春平侯監造兵器があることは、やや奇怪な感じもする。王遷期に位置づけるとスムーズにいくことも事実である。そうした事情からであろうか、呉雅芝氏も所説を再検討する中で、張琰説を採用するに至っている²⁵⁾。

ただ、平勢年表によれば王遷は七年までとなっていて、八年兵器は行き場を失ってしまいうようである。

張琰氏の研究の特徴は、十五年・十七年春平侯監造兵器を偽刻と考える点である。建信君・春平侯兵器に偽刻が含まれていることは、すでに多くの論者に指摘されるところで、黄氏も後に見る呉振武氏もそのことを指摘している⁽²⁶⁾。張氏は、「左(右) 伐」の庫名が従来見られないことや、黄氏の旧説に「伐」を「校」と読んで、司寇の下級の属官とする考えの問題などを理由に、同兵器群の偽刻の可能性を疑う。とはいえ、張氏自身もいうように、偽刻の断定は器形・銘文・さび色など多方面から総合的になされるもので、張氏の疑問はあくまで銘文形式に対するものである。

⑤ 黄盛璋氏の張琰氏に対する反論

その後、黄盛璋氏はカナダ、トロント市のロイヤル・オンタリオ博物館所蔵の二件の兵器(本稿33・43番兵器)を紹介するに際して、張琰氏の偽刻説に反論を行った⁽²⁷⁾。前引の春平侯に関する史料は必ずしも悼襄王二年以前に相邦になつたことがないことを証明する史料とはならないこと、また上海博物館所蔵の銅鉞(本稿18・25・27・29・30・35番兵器)を黄氏が実際に鑑定したところ、あらためて真器であることを確認した、という点が主な反論である。ただ、これらの兵器は、一般の研究者は実見すらかなわず、真偽の断定は極めて困難といわなければならない。

⑥ 高明氏の見解

次に高明氏の見解、◎説を見ておこう⁽²⁸⁾。高氏も張琰氏と同じく、建信君が孝成王三年・八年に相邦に就いた場合の、呂不韋の相邦就任時期とのズレを問題とする。高明氏は前述の諸般の問題を乗り越える第四の説として、元年〜十七年春平侯兵器をすべて孝成王期に位置づけた。台湾の林清源氏の編年観も高明氏のものに類似するようである⁽²⁹⁾。また近

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる一戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために(下田)

十一年 相邦 春平 侯 劍
 孝成 王 悼 襄 王 期 之 人 也
 此 劍 乃 秦 國 所 造 也

大 東 亞 史 研 究 報 告



図2①(左)十七年相邦春平侯劍(『名大東洋史研究報告』17、1993、p77)

図2②(右)十七年相邦春平侯劍模本(『四海尋珍』p94)

いた。また十五年相邦春平侯劍(本稿26番)・十七年相邦春平侯劍(本稿32番)をそれぞれ孝成王の十五年・十七年とし、春平侯は孝成王・悼襄王期の人としていた³²⁾。

その後、江村治樹氏による大英博物館所蔵十七年相邦春平侯劍(本稿34番、図二①)の紹介を受け³³⁾、李学勤氏は釈読を一步進め(図二②)、(30)(33)(34)三器の邦右伐器工師の人名を「筮訖」とし、さらに春平侯については、悼襄王

作の蘇輝氏の修士論文も高明説を支持している³⁰⁾。しかし解決の方法は、孝成王期ばかりでなく、張琰説のように王遷期にもつていく方法もあると思うが、そちらは検討されていない。ただ、注意すべきは、高明氏も黄盛璋氏同様に戦国期の相邦は一人とは限らない、としている点で、秦の左右丞相を根拠に、秦は三晋の制度を模倣したものだから、とする³¹⁾。この問題は、趙国兵器編年上の一つの核心であり、後述する。

⑦ 李学勤氏の見解

それから①説の李学勤氏の研究である。李氏の編年の特徴は、悼襄王期に建信君と春平侯という二人の相邦が存在したと考える点である。

早く李学勤氏は鄭紹宗氏との共作になる「論河北近年出土的戦国銘青銅器」の中で、建信君を悼襄王期の人とし、三(或いは四)年兵器を悼襄王の三(或いは四)年と判断して

の太子ではなく、孝成王十五年・十七年、悼襄王元年～四年、八年の時期に相邦の位にあった一大臣であるとする。そして『列女伝』をふまえ、春平侯は王遷期にも依然勢力を持っていた、とする³⁴⁾。その上で、近年保利芸術博物館が収集した(45)六年相邦司空馬鈹が王遷六年とされることを根拠に、悼襄王末年から王遷期にかけて司空馬が政務を執っていたと考える。「王遷六年」とされるのは、『戦国策』秦策五に「文信侯出走し、司空馬、趙に之く。趙以て守相と為す」とあり、文信侯呂不韋が嫪毐に坐して、相国を免ぜられたのが秦王政の十年(前二三七)であり、悼襄王の八年であることから、「六年」を次の王遷の六年とされるのだと思われる³⁵⁾。

ただし問題は、なぜ二人の相邦が悼襄王期に存在するのか、少なくとも『史記』などの文献に根拠はないわけで、それに対する説明がないことである。

⑧ 真偽問題

ここで、建信君監造兵器・春平侯監造兵器の編年に関連して、真偽問題にも触れておく。

近年、趙国兵器に関して、最も精力的に研究を進めているのは、呉振武氏である。氏は真偽問題につき、繰り返し発言している。前節表一に示したように、黄氏をはじめとする論者に真とされてきたものが、多く近代の偽刻と判断されるに至っている。呉氏によって真器とされ、編年根拠とされているものを再確認しておく、建信君監造兵器では(1)の元年、(4)の三年、(5)の四年、(7)(8)(10)(12)の八年、春平侯監造兵器では(26)～(30)、(32)(33)の十七年(本稿26番兵器を呉氏は十七年と読むべきという)兵器である³⁶⁾。呉氏の説の当否はひとまずおろが、結果として、李学勤氏と異なるのは「十五年」兵器が消滅した点であり、建信君監造兵器については、基本的には⑩季説を補強するものである。

[表3 戦国後期趙国相邦表 (董珊 2004 より一部改変)]

王世	紀年	西暦	文物所見の相邦	文献所見の相邦
趙恵文王	廿年	279B.C.	(丞相藺相女) 相邦藺相女	
	廿九年	270B.C.	相邦趙豹	
趙孝成王	十五年	251B.C.	守相廉頗 (大攻尹公孫棼)	
	十六年	250B.C.	守相信平君 (大攻尹韓崑) 守相武襄君	
	十七年	249B.C.	相邦春平侯 (大攻尹韓崑)	守相武襄君
	十八年	248B.C.	相邦平国君 (大攻尹趙恂)	相国信平君
趙悼襄王	元年	244B.C.	相邦建信君	
	三年	242B.C.	相邦建信君	
	四年	241B.C.	相邦建信君	
	八年	237B.C.	相邦建信君	
	九年	236B.C.		守相司空馬
趙王遷	王立事	236B.C.	相邦春平侯	
	二年	234B.C.	相邦春平侯	
	三年	233B.C.	相邦春平侯	
	四年	232B.C.	相邦春平侯 (大攻尹趙間)	
	五年	231B.C.	相邦春平侯	
	六年	230B.C.	相邦司空馬 (大攻尹阡鈞)	

⑨ 吳振武氏・董珊氏の見解

最後に、吳振武氏・董珊氏の⑨説である³⁷⁾。まず建信君監造兵器の編年と十七年の銘をもつ春平侯監造兵器の編年については、両者の考えは①説と同じと見てよい。この部分に限っていえば、③説・④説も同じである。①説・②説の異なる点は、元年から八年の銘をもつ春平侯監造兵器の編年(本稿14番から22番)で、③説は④説と同じく、王遷の時期にあてる。しかし、③説と異なり、(14)を偽刻として退け、(15)の元年の銘をもつ春平侯監造兵器と(22)の八年の銘をもつ春平侯監造兵器を

取り上げない。取り上げない理由は、偽刻としてか、別の理由か、指摘はないようである。

董珊氏によれば、前章に引用した王立事兵器（集成 30, 1188）は、悼襄王死後、新王たる遷が称元するまでの間にあたる兵器とされる³⁸⁾。また、本器にみえる邦左庫工師の「趙瘡」は、(17)(18)の二年・三年春平侯兵器にも記載され、時間的に近いものといえる。ここに董珊氏作成の戦国晚期趙国相邦の配列表を掲載しておく（表三）。西暦は董氏の表に含まれていないが、筆者の判断で加えた。また廿九年相邦趙豹については、孝成王の欄に含まれているが、これは印字の誤りと考えられるため、恵文王の欄に入れた。

⑩ 李学勤「戦国題銘概述」と林巳奈夫氏の見解

以上、本節では、建信君監造兵器・春平侯監造兵器の編年について、④〔黄盛璋一九七四〕説以降の五つの見解を整理してきた。

もとより④説出現までは、李学勤「戦国題銘概述（中）」（旧説）と林巳奈夫「銘文によって絶対年代の知られる春秋戦国時代の青銅器」の研究が知られていた³⁹⁾。

李氏はその旧説の中では、建躬君・春平侯関連兵器とともに韓国兵器とし、建躬君を韓王安の相韓玗、春平侯を張良の父張平と推定した（六〇頁）。その推定を現在、継承する者はおらず、李氏自身、①説に記したとおり、考えを改めている。

林氏は両器を趙国兵器と判断した点、創見を示すものであった。しかし建躬君の「躬」字と「信」字の比定にまでは至らず（つまり『戦国策』に多見する建信君とは結びつけず）、同兵器の三年・四年・八年を王遷の三年（前二三三）〜八年（前二二八）に位置づけることとなった（六〇六〜六〇七頁）。春平侯監造兵器については、元・二・三・四・五・八年を悼襄王元年〜八年にあてた点、④李学勤新説を導くといえ、これも意義深いが、やはり十五年・十七年の置

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる――戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために――（下田）

大攻 邑步 岸 采 背

十六年守相信平君鉞
以庫者三岸秩祐四斜
正

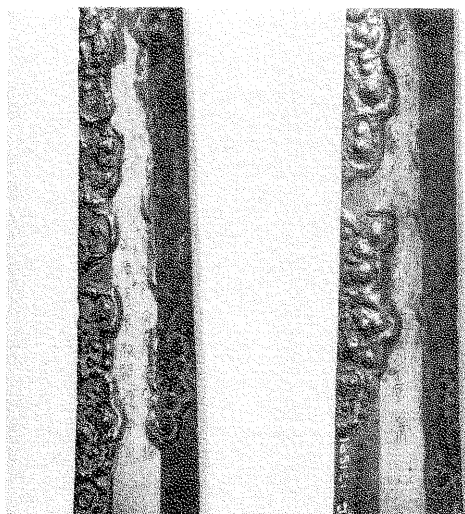


図3①(左) 十六年守相信平君鉞写真(『欧州所蔵中国青銅器遺珠』no.178)

図3②(右) 十六年守相信平君鉞模本(『第三届国際古文字学研究会論文集』p414)

き所に悩むことになった。そして前述の黄氏第一案と同じく悼襄王の在位を九年に留めず、何らかの理由により悼襄王の紀年が王遷期まで引き続き使用された可能性を想定される(六〇三〜六〇四頁)。本稿は「船(鄒)」|| 「信」とする黄氏以後の古文字学の成果を基礎に、その後の研究を中心に整理・検討した。次節では、相邦関連兵器の編年と密接にかかわる守相関連兵器の新たな展開について論ずる。

(3) 守相関連兵器の編年 — 吳振武氏の 新釈 —

吳振武氏の所説でとりわけ興味深いのは、(d)に紹介した守相関連兵器に関する釈読である。吳氏は李学勤・艾蘭編著『欧洲所蔵中国青銅器遺珠』⁽⁴⁰⁾に初めて紹介された十六年守相鉞の釈読を進め(本稿50番・図三①②)、李氏らにおいて未読であった守相の次の文字を「船(信)」と読み、文献にも著名な廉頗こと「信平侯」であること
を明らかにした⁽⁴¹⁾。この釈読は貴重といえ、『史記』卷四十三趙世家と卷八十一廉頗列伝にはそれぞれ、次のよう

趙 信平君 鈹 模本

武襄君 鈹 模本

【 背 】

武襄君 鈹 模本

【 正 】

守相 信平君 鈹 模本
武襄君 鈹 模本

図4 (左) 守相信平君鈹模本(『第三届国際古文字学研討会論文集』p407)
図5 (右) 武襄君鈹模本 (文物 2000-1、p66)

に見えていた。

(孝成王) 十五年、尉文を以て相。国廉頗を封じ信平君と為す。(趙世家)

(孝成王十五年) 趙、尉文を以て廉頗を封じ信平君と為し、仮相国と為す。(廉頗列伝)

つまり、廉頗は孝成王十五年に尉文に封ぜられ、信平君となったのだが、本器はその史料を裏付けるものである。「守相」とは前述の通り、『戦国策』秦策五「文信侯出走、与司空馬之趙、趙以為守相」の高誘注に「守相、仮也」というところの、「仮相国」である。従来、十五年守相兵器は二件知られていて(本稿46・47番)、守相の人名は黄盛璋氏によつて、廉頗と読まれていた¹⁵⁾。また年代不明であるが、守相廉頗と読むことのできる兵器(本稿48番)もあつて、その紀年は十五年と推測されている。この三件の十五年守相廉頗鈹に接続する、十六年の守相信平侯鈹が「発見」されたわけである。そして呉振武氏の釈読は、これまで「十三年守相申母官鈹」として紹介されていた兵器についても修正を迫つた(図4)。

同兵器は実のところ、二つの切断された兵器を接合したものであつたのだが、その接合の当否は李学勤氏¹⁶⁾や『集成』編者(8・2122)においても、疑われていた。旧説には多様な読みが提案されていたが、確かにこうした知見を得て、本器(本稿51番)を見ると、呉氏の釈読は妥当なようである。

さて、もう一件、ここに複数の試釈の提出される兵器がある。(52)は、一九六〇年河北省易県東古城遺址より出土し

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる一戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために(下田)

た青銅鉞であるが、たとえば『河北省出土文物選集』と黃盛璋氏は「相(邦)智(?)君」とし⁽⁴⁶⁾、李学勤氏は「相邦建信君」と推定していた⁽⁴⁷⁾。今回、吳振武氏は河北省博物館より提供を受けた彩色写真より模本を作成し(図五)、判読可能な「相」と「襄」の文字から、およそ本稿52番の釈文のように復元している(一部改変)⁽⁴⁸⁾。

この釈読を基礎に、吳氏は、武襄君とは『史記』趙世家に「(孝成王)十六年、廉頗、燕を囲む。楽乗を以て武襄君と為す。十七年、佞相大将武襄君、燕を攻め、其の国を囲む」と見える所の、楽乗=武襄君と考えている。不明部分を多く推測に頼るものであり、別の可能性も残すが、文献との相互関係の中では比較的妥当なラインといえる。本器は紀年を欠いているが、その上限は孝成王十六年、その下限は王卒後、廉頗の攻撃を受け、武襄君楽乗は魏に入るため(楽毅列伝)、悼襄王の元年だろう。

こうした釈読と編年は、結果として、建信君監造兵器の編年に関する①説を補強している。本器には邦右庫の工師として「吳症」が見えているが、この人物は(43)十八年相邦平国君鉞と(1)元年・(5)四年相邦建信君鉞にともに「邦右伐器工師」「邦右庫織段工師」として見える人物であった(表四参照)。

(4) 私見

① 二相邦制への疑問

以上、建信君・春平侯・守相関連兵器の諸説を整理してきた。すでに筆者の疑問などは折りに述べてきたが、新公開の資料や新たな知見をふまえ総合的に判断するとき、

〔表4 邦庫工師「吳症」の連続〕

番号	紀年	相邦(守相)名	邦庫工師名
(52)	孝成王 16 ~ 21 年 (250B.C.~245B.C.)	守相武襄君	邦右庫織鍛工師吳症
(43)	孝成王 18 年 (248B.C.)	相邦平国君	邦右伐器鍛工師 吳症
(1)	悼襄王元年 (244B.C.)	相邦建信君	邦右庫織鍛工師吳症
(5)	悼襄王 4 年 (241B.C.)	相邦建信君	邦右庫織鍛工師吳症

※年代の順に並べた。

現状、呉振武氏・董珊氏の㉔説が比較的穩当であると、筆者は考えている。

ただし、建信君監造兵器の編年案自体は、張琰氏の㉑説・高明氏の㉒説・李学勤氏の㉓説を受け継ぐものであるから、異なるのは、春平侯監造兵器のそれも元年～八年の紀年を持つ兵器についてである。春平侯監造兵器の十五年を排除したとして、十七年を孝成王の十七年と考える点も、黄盛璋氏の㉕説以来の見解であり、李氏の㉖説を継承するものである。元年～八年の紀年を持つ兵器について、八年を排除しつつも、基本的に張琰氏の㉑説を採用するに至ったということである。

筆者は、これまで趙国兵器を整理する過程でさまざまな可能性を模索してきたが、李学勤氏の悼襄王期に建信君・春平侯の二相邦を想定する考え方を有力視してきた⁴⁹⁾。

元年～八年の紀年を持つ春平侯監造兵器を王遷（幽繆王）期に移す案も考えたが、孝成王十五年・十七年に直接連続するものと筆者も考えたし、『史記』趙世家の春平侯入秦の記事は、悼襄王二年にかけられている。

ただ、この場面、春平侯は「相邦」として出かけているわけではない。また平原君のように恵文王・孝成王二王に仕え、「三たび相を去り、三たび位に復」(『史記』卷七十六平原君列伝)した人物もいるのだから、別に連続する必要はない。さらに『列女伝』の記事も悼襄王・王遷どちらとしても不都合はない⁵⁰⁾。

結局、問題は、二相邦制の想定ということになる。すでに黄盛璋・高明両氏も二相邦の可能性を秦の左右丞相制を参考に述べてきた。それを实地に展開したのは、李学勤氏であった。しかし、それを実際、どこと限らず認めてしまっただけは、編年作業自体に支障を来すし、そもそも、なぜ悼襄王期に二相邦制を採用したのか、その背景や理由が説明されてしかるべきである。前述の通り、文献的には根拠はないのである⁵¹⁾。

やはり「相邦」と「丞相」は性格が違うというべきだろう。鎌田重雄氏によれば、相邦は「非常の相」(『史記』卷

〔表5 大工尹「韓崙」の連続〕

番号	紀年	相邦（守相）名	邦庫工師名	大工尹名
(11)	孝成王 8 年 (258B.C.)	相邦建信君	邦左庫工師邯段	大工尹韓崙
(26)	孝成王 15 年 (251B.C.)	相邦春平侯	邦右伐器工師□□	大工尹韓崙
(27)	孝成王 17 年 (248B.C.)	相邦春平侯	邦左伐器工師長藎	大工尹韓崙
(29)	孝成王 17 年	相邦春平侯	邦左伐器工師長藎	大工尹韓崙
(30)	孝成王 17 年	相邦春平侯	邦右伐器工師苳酏	大工尹韓崙
(31)	孝成王 17 年	相邦春平侯	邦左伐器工師長藎	大工尹韓崙
(32)	孝成王 17 年	相邦春平侯	邦左伐器工師長藎	大工尹韓崙
(33)	孝成王 17 年	相邦春平侯	邦右伐器工師苳酏	大工尹韓崙
(34)	孝成王 17 年	相邦春平侯	邦右伐器工師苳酏	大工尹韓崙
(49)	孝成王 15 年	守相廉頗	邦右庫工師韓佚	大工尹韓崙
(50)	孝成王 16 年 (250B.C.)	守相信平君	邦右庫工師韓佚	大工尹韓崙
(51)	□□年	守相信平君	邦右庫工師韓佚	大工尹韓崙

※この紀年は黃盛璋氏の編年案（本稿表1の④説）に従った。

四十四魏世家）であり、常置のものではなく、丞相が尊ばれて上るものであった⁵⁵⁾。左右丞相制と同様に論ずることはできないだろう。

また前引の『戦国策』卷二十趙策三では、建信君が秦より送られてきた人物を「丞相」につけており、趙にも相邦とともに丞相の職もあった。

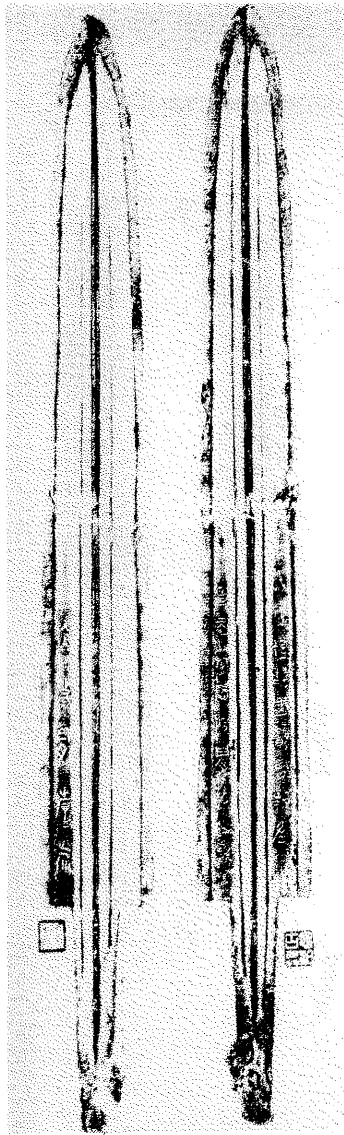
さらに相邦が二名存在するなら、「守相」という官職も必要かどうか疑問なしとしない。守相は相邦の属官ではなく、相邦の代理的存在で、仮の相邦である。一人の相邦が戦地にあれば、もう一人が都にとどまればいいわけで、「守相」という職の存在も、「相邦」がときどきに一人であることを裏付けるようである。

② 編年作業上の残された部分

建信君監造兵器については、ほぼ決着のついた観もあるが、^⑤^⑥^⑦の編年案にも一点、論証に弱い部分がある。その点、最後に確認しておこう。

それは「大工尹韓崙」の扱いについてである（表五参照）。黄氏の編年作業においては、「大工尹韓崙」の連続性は一つの大きな根拠であった。（11）八年相邦建信君劍・（26）十五年相邦春平侯劍・（27）（34）十七年相邦春平侯兵器・

(49) (51) 守相兵器にはいずれも「大工尹韓崙」が記されていた。これはいままお、相邦建信君を孝成王期に位置づける根拠となりうる。確かに(11)を悼襄王八年にかけてもいいのだが、そうすると孝成王十七年から十一年間空白がでる。その間、孝成王十八年と悼襄王元年(五年)の兵器が存在するにもかかわらず、一度も韓崙の名前が出てこないのもおかしなことである。結局、ポイント(11)の真偽問題であり、呉振武氏はこれを近代の偽刻として退けたのである。呉振武氏は表一のように多数の兵器を偽刻として排除したが、その実、(11)を退けたことが筆者の見るところ、一番の焦点であったように思う。拓本を見ると、確かに他の兵器に比べ線質が異なり、とりわけ背面の大工尹韓崙の部分は太く丸みをおびて異質である(図六)。しかし最終的な判断はしかるべき手順を踏むべきであろう。



図六 八年相邦建信君劍(集成 18・11706)

おわりに

本稿は戦国後期の趙国政治を復元する前提として、相邦・守相監造の青銅兵器銘文の編年に関する研究を整理・検討した。直接には、相邦建信君・春平侯監造の兵器と守相監造の兵器を取り上げ、現在の資料条件のもとでは、通説とは異なり、呉振武氏・董珊氏の説を支持することとなった。具体的には、建信君を悼襄王期の相邦に、春平侯を孝成王十七年と王遷（幽繆王）期の相邦に位置づけたものである⁽³³⁾。

こうした新たな理解（編年案）が得られた意義は大きい。趙は悼襄王期には、孝成王後半期以来の燕への攻撃を継続しており、それは基本的には連衡の姿勢を見せていた建信君の活動と通じる。また史譚に太后に通じたとされる春平侯についても、李牧の無念の自害を重ね合わせれば、王遷期の政権の中心人物（崩壊の立役者）として投影された時代の感覚を読みとることもできよう。

本邦では林巴奈夫氏の基礎的編年以來、本稿で取り上げた資料群に関するまとまった研究はなく、一方で、林氏の所説には、李学勤「戦国題銘概述」を乗り越える創見があったとはいえ、編年そのものには史料不足から来たす問題を含んでいた。

本稿は戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明に向け、新たな視点から趙国兵器の研究を行ったものである。大方の教示を期待したい。

註

- (1) 沈長雲等著『趙国史稿』中華書局、二〇〇〇年。孫繼民・郝良真等著『先秦兩漢趙文化研究』方志出版社、二〇〇三年。辛彦懷・康香閣主編『趙文化研究』河北大学出版社、二〇〇三年。趙聰惠主編『趙文化論叢』河北人民出版社、二〇〇六年。

- (2) 李学勤「戦国題銘概述(中)」『文物』一九五九年第八期、六〇〜六三頁。林巳奈夫『中国殷周時代の武器』京都大学人文科学研究所、一九七二年。黄盛璋「試論三晋兵器の国別和年代及其相關問題」『考古学報』一九七四年第一期(同『歴史地理与考古論叢』齊魯書社、一九八二年所収。以下、「三晋兵器」と略称。引用頁は『考古学報』による)。
- (3) 呉雅芝「戦国三晋銅器研究」『国立台湾師範大学国文研究所集刊』第四一号、一九九七年、四三二〜六八八頁。江村治樹「戦国時代の出土文字資料と都市の性格」『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』第二部、汲古書院、二〇〇〇年。筆者もこうした成果の驥尾に付し、三晋兵器を資料に、県制・官僚制の形成に関する研究を進めてきた。拙稿「戦国韓国の権力構造―政權上層部の構成を中心に―」『史海』第五一号、二〇〇四年。「鄭韓故城出土銅兵器の基礎的考察」『学習院大学人文科学論集』第一三三号、二〇〇四年、「戦国韓国の地方鑄造兵器をめぐって―戦国後期韓国の領域と権力構造―」『学習院史学』第四三三号、二〇〇五年。「戦国魏国における『県』制の成立―魏国兵器の検討を中心として―」『古代文化』第五八巻第一号、二〇〇七年。
- (4) 于中航「濟南市博物館藏商周青銅器選粹」『海岱考古』第一輯、山東大学出版社、一九八九年、三二四頁。于中航「元年建信君鉞及相關問題」『故宮文物月刊』一九四号、一九九九年。呉振武「談濟南市博物館藏元年相邦建信君鉞」『揖芬集―張政烺先生九十華誕紀念文集』社会科学文献出版社、二〇〇二年。
- (5) 呉振武「趙十六年守相信平君鉞考」張光裕等編『第三屆國際中國古文字學研討會論文集』香港中文大學中國文化研究所・中國語言及文學系、一九九七年。
- (6) 呉振武「趙武襄君鉞考」『文物』二〇〇〇年第一期。『文物』掲載論文は紙面の都合で削除した部分があるといい、のちに全文を『金景芳教授百年誕辰紀念文集』(吉林大學出版社、二〇〇二年)に収録した。本稿では、後者を引用する。
- (7) 李学勤撰文「鉞(两件)―凌嵐編輯『保利藏金―保利芸術博物館精品選』嶺南美術出版社、一九九九年。
- (8) 鎌田重雄「相国と丞相」『秦漢政治制度の研究』日本學術振興會、一九六二年。相原俊二「三晋文化の一考察―相について」中国古史研究会『中国古代の社会と文化』東京大學出版會、一九五七年。森谷一樹「戦国秦の相邦について」『東洋史研究』六〇巻一号、二〇〇二年など参照。

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―(下田)

- (9) 黄氏前掲「三晋兵器」は、趙国兵器を(1) 相邦建信君監造の兵器、(2) 相邦春平侯監造の兵器、(3) その他の相邦監造の兵器、(4) 守相監造の兵器、(5) 邯鄲及びその庫名を記す兵器、(6) 趙令監造の兵器に分類し、さらに「王立事」兵器と趙都邯鄲以外の地方監造の兵器を紹介している(一八〇二八頁)。ただし、(6)の兵器と「王立事」兵器についてはさらに別の問題もあり、この分類をそのまま使用することはできない。なお、戦国中期以後の三晋兵器鑄造における管理系統の基本的理解は黄氏前掲「三晋兵器」三八頁、江村氏前掲著一九二頁を参照。
- (10) 前掲拙稿「戦国魏国における『鼎』制の成立——青銅器銘文の検討を中心として——」参照。
- (11) 呉良宝「戦国文字所見三晋置鼎考」、『中国史研究』二〇〇二年第四期、一二二頁)は銅兵器銘文より趙鼎と判断できる十五鼎を紹介している。
- (12) 黄盛璋「秦兵器分国、断代与有関制度研究」、『古文字研究』第二輯、二〇〇一年、二二二—二三八頁など参照。
- (13) 黄盛璋氏は「校器」とした旧説を改め、「伐器」と読み、攻伐の器つまり兵器の意味とし、他の庫と同様に兵器製造機構と考えている(「関干加拿大多倫多市安大略博物館所蔵三晋兵器及其相関問題」『考古』一九九一年第一期、五九頁)。そのほか呉振武「趙鉞銘文『伐器』解」中山大学中国文学系・中国訓詁学会主編『訓詁論叢』第三輯、文史哲出版社、一九九七年など。
- (14) 黄氏は、「斎」とは「周礼」考工記に見える「金有六齐」の「齐」で銅と錫の配合割合で、「撻」とは金錘で打ちたたき、鍛えることと解した(『敕(撻)斎(齐)』及其和兵器鑄造関係新考)、『古文字研究』第一五輯、一九八六年)。李学勤氏は近年、于省吾氏の「執斎」とする旧来からの解釈を再評価している(李学勤『《考工記》与戦国兵器銘文的“執斎”』『中国科技典籍研究』第一屆中国科技典籍国际會議論文集、大象出版社、一九九八年)。
- (15) 王の監督を銘記するのは、燕国兵器の特徴である。燕国兵器については宮本一夫「戦国燕とその拡大」(『中国古代北疆史の考古学的研究』中国書店、二〇〇〇年)の第四節「燕の兵制」参照。「某某立事」形式は齐国兵器に見られる(黄盛璋「燕、齐兵器研究」『古文字研究』第一九輯、一九九二年)。なお、黄氏前掲「三晋兵器」の(6)「趙令」形式の十二年趙令戈(集成T・二356)については、現在の研究段階により除いた。高明『中国古文字学通論』(北京大学出版社、一九九六年、四四一頁)・『集成』

- (略称二覽参照) 編者は偽刻を疑い、呉良宝氏は「少曲」と読んで韓鼎とする(呉氏前掲論文、一三三頁)。
- (16) 呉振武「趙二十九年相邦趙豹戈補考」四川聯合大学歴史系主編『徐中舒先生百年誕辰紀念文集』巴蜀書社、一九九八年、一七〇〜一七二頁。
- (17) 相邦建信君・春平侯監造(監督・製造)兵器は、行論の都合、建信君兵器・春平侯兵器と略称することがある。
- (18) 黄氏前掲「三晋兵器」一八〜二五頁。黄説に賛同する研究として、許進雄「十八年相邦平国君銅劍―兼談戰国晚期趙国的相」『中国文字』新一七期、一九九三年、二二〜四二頁)、陶正剛「山西省近年出土銘文兵器的国別和編年」『古文字研究』第二一輯、二〇〇一年、一九三頁)、何琳儀『戰国文字通論(訂補)』(江蘇教育出版社、二〇〇三年、一四四頁)など。
- (19) 楊寛『戰国史料編年輯証』上海人民出版社、二〇〇一年、九六三〜九六四頁、一〇三六〜一〇三七頁。前掲『趙国史稿』二九四頁、三六二〜三八四頁。
- (20) 平勢隆郎『新編史記東周年表―中国古代紀年の研究序章』東京大学出版会、一九九五年。
- (21) 張琰「関于三晋兵器若干問題」陝西省考古研究所主辨『古文字論集(一)』『考古与文物』叢刊第二号)一九八三年、五七頁。
- (22) 黄氏は本稿23番の矛の紀年を五年或いは十五年と判断している。筆者は「五」の文字と隣の行の「伐」の字の高さはほぼ同じであるから、「五年」と判断した。
- (23) 黄氏前掲「三晋兵器」二三頁。黄氏は第一に悼襄王の在位が九年にとどまらず、十九年の誤脱とし、春平侯監造兵器をすべて悼襄王期に位置づける案(後述の林巳奈夫氏の見解に比較的近い)、第二に春平侯は孝成王の一代前恵文王の相邦であるという案、そして黄氏が最終的に採用した案(本論参照)、の三つの可能性を提示した。
- (24) 張氏前掲論文五七、五八頁。
- (25) 呉雅芝氏前掲「戦国三晋銅器研究」五一〜五一五頁。
- (26) 黄氏前掲「三晋兵器」一九頁注二。
- (27) 黄氏前掲「関于加拿大多倫多市安大略博物館所藏三晋兵器」五七〜六三頁。

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐる―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―(下田)

- (28) 高明『中国古文字学通論』北京大学出版社、一九九六年、四三七～四四一頁。
- (29) 林清源「戦国“冶”字異形的衍生与制約及其区域特徵」陳勝長主編『第二屆國際中國古文字学研討會論文集（統編）』問学社有限公司、一九九五年、三三三～三七四頁。
- (30) 蘇輝『秦・三晋紀年兵器研究』中国社会科学院研究生院碩士學位論文、二〇〇二年（中国国家図書館所蔵）一三頁。
- (31) 秦の左右丞相制については、『史記』卷五秦本紀（武王）二年（前三〇九）、初めて丞相を置き、樗里疾・甘茂、左右丞相と為る」とあり、『史記』卷六秦始皇本紀（琅邪台刻石）丞相隗林・丞相王綰」とあり、同（始皇）三十七年十月癸丑、始皇出遊す。左丞相斯従い、右丞相去疾守る」とある。始皇帝は武王創置のときと同じく左右二丞相制をとり、相国はおかかったという（鎌田前掲論文一七五頁参照）。
- (32) 『古文字研究』第七輯、一九八二年。後、李学勤『新出青銅器研究』文物出版社、一九九〇年所収。①説の提出により、韓国兵器とする旧説は修正されたようである（旧説については本節⑩において後述する）。また、②説の張琰氏論文執筆にあたり、李氏は意見を求められているようだが、李氏自身は十五年・十七年春平侯監造兵器のすべてを偽器とする考えではないようである。
- (33) 江村治樹「イギリス博物館所見の中国古代青銅武器」『名古屋大学東洋史研究報告』一七、一九九三年、七六～七七頁。
- (34) 李学勤「十七年春平侯鍔」『四海尋珍』清華大学出版社、一九九八年、九三～九七頁。
- (35) 李氏前掲「鍔（两件）」一七五頁。
- (36) 吳氏前掲「趙十六年守相信平君鍔考」四一一～四一二頁。
- (37) 表三は董珊「論春平侯及其相關問題（提綱）」中国古文字研究会第十四次年會論文、二〇〇四年より轉載。同題の全文に相当すると考えられる論考は『戦国題銘与工官制度研究—附論新見銅器和楚簡』（博士後報告、北京大学、二〇〇四年、中国国家図書館所蔵）に収録される。吳振武氏の見解は「報告提綱」趙国兵器銘文中所見の相邦與守相」（台北中央研究院歷史語言研究所、二〇〇〇年七月六日）参照。吳氏の報告提綱は同氏より提供を受けた。感謝の意を記したい。また董珊氏の前掲提綱と吳振武氏

のいくつかの論文については崎川隆氏（吉林大学）より提供を受けた。あわせて感謝の意を記したい。

- (38) 近年「王立事」兵器に関連しては、新しい研究成果があった。一九七五年山西省臨猗縣頭村から「王何立事」治叢所教馬重為【正】宜安【背】の銘をもつ銅戈が出土していたが、本器の「王何」は武靈王の子の恵文王何とされ、報告者の陶正剛氏は恵文王が武靈王より「伝国」される前二九九年から恵文王の死去年である前二六六年のものと述べていた。今回、董珊氏は『集成』（17・1136d）所収の新釈「二年、主（主）父攻（工）正明（？）我□、左工師鄒許、馬重丹所為」（「主父」とは武靈王が王位を譲ってからの呼称）を示した上で、「王何立事」を武靈王二十七年（前二九九）五月戊申の伝国以後、翌年改元までの時間とし、踰年称元法との関係を指摘している（董珊「二年主父戈与王何立事考」『文物』二〇〇四年第八期）。

(39) 前掲注二の両氏の研究を参照。

(40) 文物出版社、一九九五年。

(41) 吳氏前掲「趙十六年守相信平君鉞考」四〇一〜四〇二頁。

(42) 趙世家は孝成王十五年に廉頗を「相国」とし、廉頗列伝は同年に廉頗を「仮相国」とする。通説的には、(46)〜(49)の「守相李波」を基礎に、廉頗列伝の「仮相国」が正しいと考える。(25)〜(26)の「十五年春平侯」の存否ははっきりしないが、孝成王十五年の相邦は春平侯、守相は廉頗というのが一般的な理解だろう。

(43) 黄氏前掲「三晋兵器」二四頁。

(44) 李学勤氏前掲「戦国題銘概述（中）」六〇頁。

(45) 吳氏前掲「趙十六年守相信平君鉞考」四〇七〜四〇八頁。

(46) 黄氏前掲「『敦（撻）齋（齊）』及其和兵器鑄造關係新考」二五七頁。

(47) 李氏前掲「新出青銅器研究」二二三頁。

(48) 吳氏前掲「趙武襄君鉞考」一一四頁。

(49) 拙稿（「大会報告要旨」趙国兵器の基礎的考察―相邦・守相関連兵器の編年を中心に―『学習院史学』第四三号、二〇〇五年

相邦・守相監造青銅兵器の編年をめぐって―戦国後期趙の政治過程・国際関係の解明のために―（下田）

三月、一八六〇一八七頁。

(50) 八年の紀年をもつ春平侯監造兵器(本稿22番)は現在のところ取り上げないのが安全だろう。なお、『史記』の六国年表と楊氏前掲『戦国史料編年輯証』は、王遷八年(前二三八)まで、となっている。

(51) 管見の限り、李学勤氏自身は「二相邦制」という表現を使用していない。氏にとってはあくまで資料を整理した結果、悼襄王期(とくに元年・三年・四年・八年)に建信君・春平侯という二人の相邦が同時に存在することになった、という事実の提示に留まるものと推察する。

(52) 鎌田前掲論文一七三頁。

(53) こうした編年案は、通説となっていた黄盛璋氏の見解やその案に従った楊寛『戦国史』・沈長雲等『趙国史稿』とも異なり、また二相邦制を採用したと判断できる李学勤氏の見解とも異なる。今後、戦国後期の趙国政治は再検討されることになるだろう。

略称一覧

- 周金 鄒安『周金文存』六卷、一九一六年
貞松 羅振玉『貞松堂集古遺文』一六卷補遺三卷、一九三二年
小校 劉体智『小校経閣金文拓本』一八卷、一九三五年
三代 羅振玉『三代吉金文存』二〇卷、一九三七年
録遺 于省吾『商周金文録遺』一九五七年
集成 中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』一七・一八、中華書局、一九九二年・一九九四年